

(様式)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	民生常任委員会_副委員長班	委員名	能登谷 繁
視察地	武蔵野市		
調査事項	介護人材確保について		
視察年月日	2023年10月16日(月)		
視察内容	<p>◎武蔵野市の高齢者福祉の概要について</p> <p>武蔵市の地域包括ケアシステムは、まちぐるみの支え合いの仕組みづくりとして、市民も、事業者も、行政も、一体となって「支え合いのまちづくり」を進めている。</p> <p>武蔵野市の人口は令和2年度で147,000人、65才以上の高齢者人口は32,000人であり、高齢化率は22.2%である。65歳以上被保険者の約5人に1人、75歳以上、被保険者の約3人に1人が要支援・要介護認定者。2025年に向けて要介護リスクの高い75歳以上の高齢者が増加すると考えている。特に認知症高齢者数が増加すること、精神障害者や自立支援医療受給者が大幅に増加すると見ている。</p> <p>武蔵野市では、介護保険制度を開始以前から在宅介護支援センターを中心とした小地域完結型の福祉サービスを提供してきた。介護保険制度は、高齢者生活の1部分しか担えないとの考え方から、平成12年に「介護保険条例」とともに「高齢者福祉総合条例」を制定し、総合的に高齢者の支援を推進している。</p> <p>国は、「地域包括ケアシステム」を介護保険制度に位置づけているが、武蔵野市では「地域包括ケアシステム」を2025年に向けた「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」と言い換えて、従来からの高齢者福祉総合条例に掲げる施策体系に基づいた、武蔵野市ならではの地域共生社会を推進している。</p> <p>◎介護人材確保について</p> <p>公益財団法人武蔵野市福祉公社を1980年12月に任意団体として設立。行政、民間事業者等が担えない福祉事業の開発を行っている。その下に地域包括ケア人材育成センターがある。</p> <p>軽度の人や予防レベルの人を総合事業でサービス提供するが、武蔵野市では独自の認定ヘルパー制度をつくり、人材育成センターがその具体的な事業を行っている。センター長は市の職員から派遣されていた。</p> <p>事業者支援の取り組みとして、サービス提供事業者、幹事会のアドバイザーとして、地域の介護保険・障害者福祉サービス事業所、約360事業所へのアドバイザーとしての役割を果たしている。</p> <p>介護・福祉人材の定着支援事業として、スキルアップ研修があり、認知症、支援研修や喀痰、吸引等研修があり、医療的ケアができる介護職を養成している。この研修を受けた者には、修了証が渡され、介護実践にいかされている。</p> <p>◎調査結果に対する意見、課題</p> <p>介護人材の不足について、旭川市では令和元年に実態調査を行ったのみだが、武蔵野市では、3年に1度の介護保険事業計画策定時に調査を行っている。旭川市でも定期的な調査が必要と感じた。</p> <p>福祉公社は市の関与する第3セクターのような役割であり、旭川市にも介護人材育成や事業者間の交流などを専門的に進める取組が必要だと感じた。</p> <p>武蔵野市は「高齢者福祉総合条例」を早くに定め、独自の地域共生社会を推進している。その取組の中に、介護人材確保が位置づけられていることが重要だと考えさせられた。</p>		

(様式)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	民生常任委員会_副委員長班	委員名	能登谷 繁
視察地	福島市		
調査事項	福島市大館山一般廃棄物最終処分場について		
視察年月日	2023年10月17日(火)		
視察内容	<p>◎新最終処分場建設の経緯について</p> <p>大館山一般廃棄物。最終処分場は令和4年6月1日付で供用開始となったが、それ以前は金沢第二埋立処分場を27年間使用していた。平成23年3月の東日本大震災に起因して、埋め立て処理量の増加や原子力発電所の事故により放出された放射線物質を含む焼却灰の一時保管により、埋め立て容量の逼迫が見込まれたことから、平成25年度から新たな最終処分場整備事業に着手し、立子山地域に平成30年9月に着工、令和4年2月竣工。</p> <p>福島市のゴミの排出量が全国平均より1.2倍と多いことについて質問したが、やはり東日本大震災の関係があるとの事だった。その後は年々減少の傾向にはあるが、この数年間はコロナ禍の影響で減量目標は達成していないとの事だった。</p> <p>用地選定については専門家会議を設置し、基本構想の作成、建設計画地の選定に取り組み、当初7カ所あった。候補地は一次選定、二次選定を経て、最終候補地1カ所に絞り込んだ。</p> <p>住民合意については反対もあり、地元町内会をベースに処分場事業協議会を立ち上げてもらい、地元協議窓口の一本化を図った。担当者は「一番苦労したことは用地選定だった」と述べていた。</p> <p>◎新最終処分場の能力について</p> <p>令和4年から18年までの15年間使用予定。全体面積は約87,700㎡、埋立面積は19,800㎡、埋立容量は246,000㎡。埋立方式はオープン型最終処分場、サンドイッチ式で埋立。浸出水の処理は1日の処理能力70㎡、浸出水調整槽は約3,000㎡。</p> <p>◎旭川市の建設に当たっての問題意識について</p> <p>①財源や運営について</p> <p>福島市はPFIなどの民間活力を導入せず、公設公営方式をとった。他の施設ではDBO方式も活用しているが、最終処分場は迷惑施設でもあることから、市が直接携わることで地元との関係を維持し、廃棄物行政に対する信頼性を確保することができるとの事だった。旭川市としても重要な示唆を受けた。</p> <p>②使用期間について</p> <p>大館山の使用期間を15年と定めているが、延命化や使用期間の延長は考えているのか聞いた。大規模災害などに備えて、延命化出来るように設計しているとの事だった。計画から着工まで長期間を要することを考えても、旭川市でも使用期間延長を想定する必要があると考える。</p> <p>③建設地域の調査が必要</p> <p>大館山の水資源は川からあげているのではなく、上水道を引いて対応し、安定的に水を確保しているとの事だった。旭川市の建設地に水道を引くことは困難であり、水資源の確保が心配になった。また、大館山は花崗岩の岩盤だったが、旭川市春志内は地盤が弱いとの情報もあり、しっかりした調査が必要ではないかと問題意識を持った。</p> <p>④産業廃棄物最終処分場について</p> <p>関連して産業廃棄物最終処分場も聞いたが、市は関与せず、民間が行っているとの事だった。</p>		

(様式)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	民生常任委員会_副委員長班	委員名	能登谷 繁
視察地	港区		
調査事項	高齢者補聴器購入費助成事業について		
視察年月日	2023年10月18日(水)		
視察内容	<p>◎補聴器購入費助成の概要について</p> <p>東京都港区では、加齢に伴う難聴を改善するため、補聴器購入費助成を行っている。地域活動への参加や仲間とのコミュニケーションなど、高齢者の方々の快適な日常生活や社会参加を支援し、認知症予防の取組ともなっている。</p> <p>対象者は、港区医師会とも相談しながら60歳以上の人と決めている。聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人、国が指定する医療機関補聴器相談員の医師が必要と認めた人。認定補聴器技能者が在籍する店舗での購入を要件としている。</p> <p>対象機器は、補聴器本体(片耳1台分)とその付属品。</p> <p>助成額は、補聴器購入額上限137,000円、ただし住民税非課税の人は上限68,500円。</p> <p>◎予算や財源について</p> <p>令和4年度から始まった制度だが、当初予算がすぐに満杯となり、第二回定例会で補正予算を組んだ。令和4年度の実績は523件、約54,000,000円。令和5年度の予算は611件、約64,000,000円となっている、補聴器相談医には、相談料一件につき1,000円が医師会を通じて払われる。</p> <p>購入は港区以外でも条件を満たしていれば可能。財源として東京都の補助金2分の1がある。</p> <p>◎港区モデルについて</p> <p>港区モデルの特徴は、難聴、高齢者の早期発見の取り組みと、補聴器相談医や認定補聴器技能者と連携した、補聴器の購入前の相談からアフターケアまでを支援する港区独自の制度。</p> <p>令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「自治体における難聴、高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用と、その効果に関する研究」に、港区の高齢者支援課長が参加し、研究結果をもとに区が制度化した。</p> <p>他の自治体と違って、専門の補聴器相談医や認定補聴器技能者とともに、補聴器の購入前の相談からアフターケアまで、補聴器を安心して利用できるように支援している。</p> <p>補聴器相談医とは、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した医師。</p> <p>認定補聴器技能者とは、公益財団法人テクノエイド協会が認定している。</p> <p>◎アフターケアについて</p> <p>令和4年度523名の実績のうち、実際にどれくらいアフターケアを利用しているかについて聞いた。港区は今年中にアンケート調査を行って把握する予定との事だった。</p> <p>◎旭川市が導入するに当たっての課題</p> <p>旭川市で導入する場合も、港区のような購入前から相談してアフターケアまで対応させる制度が必要だと考える。その時に補聴器相談医や、認定補聴器技能士が確保できるのか、医師会や販売店の協力など、検討課題は多々ある。</p> <p>アフターケアについては、身障手帳を持つ方の福祉装具としての補聴器購入の場合との整合性も大事な要素になると思われる。</p> <p>港区は修繕費用の助成は無いが、買い替えが5年に1度できる制度となっている。旭川市が導入する場合は、財源も含めて検討が必要である。</p> <p>港区は今年中にアンケート調査を行うとのことであり、調査結果も含めて注視する必要があると考える。</p>		